

JCM MONTHLY REPORT

JCMマンズリーレポート

Vol.15 No.3 2006 5月号

編集・発行 社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
 (隔月1回1日発行 1・7月は特別号 3・5・9・11月は一般号)
 The Japan Federation of Construction Managing Engineers Associations (JCM)
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 アルス市ヶ谷3階
 TEL. 03-3262-7421 FAX. 03-3262-7424 http://www.ejcm.or.jp

◆主要目次◆

- 土木施工管理技士会連合会の
継続学習制度(CPDS)について……………1
- コンクリートのはなし③……………5
- 現場の失敗とその反省 IX-1……………7
- 技士会だより……………8

土木施工管理技士会連合会の 継続学習制度(CPDS)について

(社)全国土木施工管理技士会連合会 専務理事 猪熊 明
 CPDS企画運営室長 鈴木菜穂子

継続学習制度CPD(Continuing Professional Developmentの略です)とは学習記録を残し、履歴を証明するシステムです。土木施工管理技士会連合会では、継続学習のCPDに制度SystemのSをつけ連合会固有の略としてCPDSと表記しています。連合会は建設分野ではもっとも早くから継続学習制度を実施しており、現在の加入者数も他団体より群を抜いて多数を擁しています。

以下に一般的なCPDと連合会のCPDSについて、その概要を紹介いたします。

(1) 海外の継続学習制度

1) 英国

イギリスにおける土木技術者に関する資格は、CEng (Chartered Engineer)、IEng (Incorporated Engineer)、EngTec (Engineering Techniciaian)の3種類にわかれており、それぞれの資格取得要件の中に継続教育が含まれています。

業務遂行にあたって、一部を除いて法律上の資格要件はありませんが、多くの技術者は、CEngの資格取得を必要と考えています。こ

れらの技術者資格は王室からロイヤルチャーターを付与された団体、例えばICEやICESが認定しています。土木技術者団体ICE (Institution Of Civil Engineers)の継続教育では、少なくとも年間5日間(30時間)のCPD活動を行うことを会員に奨励しており、土木技術に関する事項ばかりではなく対人関係や管理技術の向上にも重点が置かれています。測量士団体ICES (Institution Of Civil Engineers Surveyor)の継続教育では、年間60CPDポイント×3年間を奨励しています。

2) 米国

米国では、各州で規定されているPE (Professional Engineers)法、建築士法双方において、その法律の目的を「公共の健康、安全、福祉を保護すること」と定めており、これが継続教育実施の法的根拠となっています。これをもとに、多くの州において継続教育の実施はPE資格、建築士資格登録更新時の要件として規定されています。技術団体NSPE (National Society Of Professional Engineers)の継続教育制度では、会員全てに対して継続教育を「奨励」しています

が、義務化はしていません。しかし多くの州ではPE資格登録の更新の際に継続教育が必要とされます。その要件（必要単位数、内容）は州により様々ですが、必要単位数については、一般的に15PDHs（1時間=1PDHs）を取得することとされている場合が多いようです。

(2) 国内のその他のCPD

国内には土木系に限っても複数の継続教育制度がありますが、その歴史は浅く技士会連合会によって継続学習制度が実施された平成12年度が建設分野では最も早いものとされています。その後土木学会、地盤工学会などが制度を立ち上げました。平成15年に継続学習制度を立ち上げつつある団体も含め建設系の11の団体から構成される「建設系CPD協議会」が発足しました。しかし各機関の自主性を認めあう趣旨から、学習履歴の推奨値と時間当たりの取得ユニット数、学習プログラムの認定方法などは団体ごとに少しずつ異なっています。

(3) 技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の仕組み

1) CPDSの目的

CPDSの目的は、土木施工管理技士資格を

取った後も学習を続け、専門能力を維持向上させて行くことにあります。これにより公共的工事に携わる土木技術者が、良質な目的物を創造し、国民の福祉に寄与することができます。

2) CPDSの仕組み

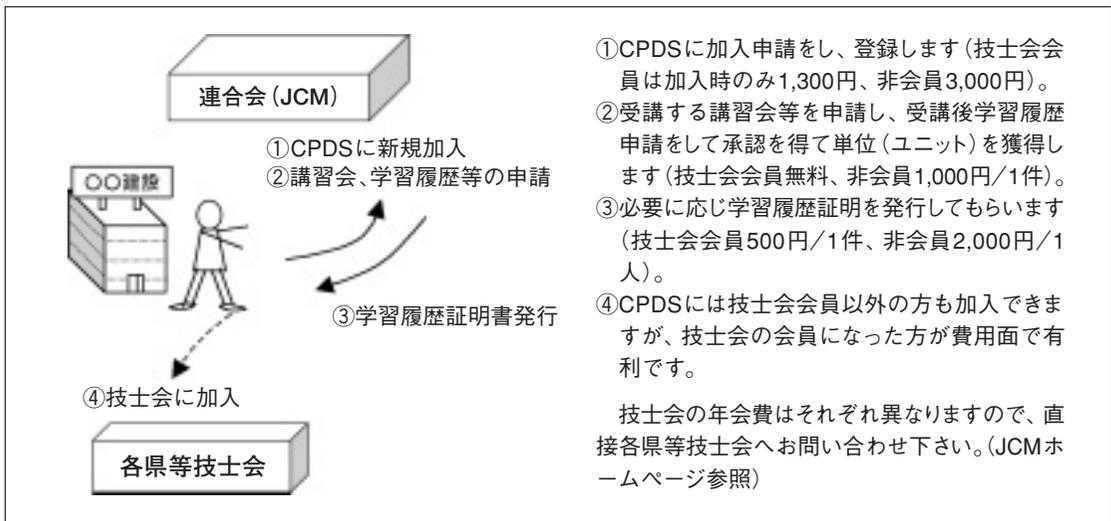
CPDSの仕組みは、図-1のように、データベースに学習履歴（学習の記録）を蓄積していき、必要なとき、それに証明を得るといふものです。これはたとえば銀行の口座にお金を貯めておき必要なときにおろすようなものです。学習内容は連合会ホームページの個人の口座に掲載されており、インターネットを利用して全国何処からでも何時でも閲覧できます。

平成18年1月時点の（社）全国土木施工管理技士会連合会技士会別加入者数は、表-1に示すとおり29,470名です。これは他団体の継続学習制度の加入者数よりずっと多いものです。

(4) 発注者におけるCPDSの活用の現状

現在以下のような発注機関で、CPDSを行政手続きの評価項目として用いています。

- ①九州地方整備局では、平成16年2月から公募型・工事希望型指名競争入札の技術者評



- ① CPDSに加入申請をし、登録します（技士会会員は加入時のみ1,300円、非会員3,000円）。
- ② 受講する講習会等を申請し、受講後学習履歴申請をして承認を得て単位（ユニット）を獲得します（技士会会員無料、非会員1,000円/1件）。
- ③ 必要に応じ学習履歴証明を発行してもらいます（技士会会員500円/1件、非会員2,000円/1人）。
- ④ CPDSには技士会会員以外の方も加入できますが、技士の会員になった方が費用面で有利です。

技士の年会費はそれぞれ異なりますので、直接各県等技士会へお問い合わせ下さい。（JCMホームページ参照）

図-1 CPDSの仕組み

価に加点

- ②鳥取県では、平成15・16年度の鳥取県建設工事入札参加資格者格付けにおいて加点
- ③広島県では、平成15・16年度から一般競争入札及び指名競争入札の資格審査の主観的事項に加点
- ④愛媛県では、平成17年・18年から入札参加資格申請審査で主観点数に加点
- ⑤高知県では、平成17年度から入札参加資格申請審査で主観点数に加点
- ⑥長崎県では、平成18年度から適正な企業の評価の中で主観点事項に加点
- ⑦長野県では、平成18年度から技術者要件の中で建設系11団体が承認するユニット数を評価
- ⑧佐賀県では、平成19年・20年度の入札参加資格申請審査で主観点数に加点（基準日平成17年9月30日）

(5) CPDS手続きのオンライン化

2006年度からCPDSのすべての手続きを原則インターネットで行っていただくことといたしました。連合会のホームページ(図-2)にアクセスして申請してください。

図-2のJCMホームページのトップページの左メニュー欄の継続学習制度(CPDS)のボタンをクリックしますと、図-3になります。図-3の1~6までの該当するところをクリックしますと、図-4~6のような必要な画面に移行します。

申請には通常添付資料が必要ですが、それはfaxとの併用で処理します。

その場合の標準的な手順は以下の①~④のようになります。

- ①連合会のホームページの所定の画面に申請事項を記入し、送信する

表-1 技士会別CPDS加入者数(2006/1/31)

No	技士会名	登録者数	No	技士会名	登録者数
1	北海道	999	28	兵庫 県	13
2	青森 県	44	29	奈良 県	39
3	岩手 県	14	30	和歌山 県	1
4	宮城 県	318	31	鳥取 県	1,787
5	秋田 県	11	32	島根 県	127
6	山形 県	49	33	岡山 県	58
7	福島 県	229	34	広島 県	2,940
8	茨城 県	7	35	山口 県	571
9	栃木 県	16	36	徳島 県	445
10	群馬 県	11	37	香川 県	1,000
11	埼玉 県	82	38	愛媛 県	2,641
12	千葉 県	214	39	高知 県	1,656
13	東京	522	40	福岡 県	520
14	神奈川 県	18	41	佐賀 県	627
15	新潟 県	347	42	長崎 県	1,343
16	富山 県	30	43	熊本 県	7
17	石川 県	84	44	大分 県	981
18	福井 県	170	45	宮崎 県	149
19	山梨 県	191	46	鹿児島 県	13
20	長野 県	2,411	47	沖縄 県	275
21	岐阜 県	1,152	50	中央部会	2
22	静岡 県	11	51	日本橋梁建設	552
23	愛知 県	319	52	日本塗装	159
24	三重 県	20	99	非会員	5,633
25	滋賀 県	79			
26	京都府	583		合計	29,470



図-2 JCMホームページのトップ画面

